

[別紙第1号様式]

輸入品の区分について、カッコ内に医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品、毒物又は劇物を記入する。二つ以上の区分の場合は併記すること(例 医薬品・医療機器・再生医療等製品輸入報告書、医薬部外品・化粧品輸入報告書)。

※ (医薬品) 輸入報告書

輸入者(使用者)の個人名を記入し、**個人印**を押印すること(所属機関の印章を使用しないこと。)。この欄には医療機関の名称は不要。

近畿厚生局へ提出する年月日を記入すること。

平成○年▲月□日

厚生労働大臣殿

可能であれば、輸入者(使用者)の自宅住所を記入。空欄のままでも差し支えない。

INVOICE と AWB 等の宛先情報が同じであり、**宛先情報が使用する医療機関の医師等であることを確認して、**その宛先情報を「営業者等(貨物の送付先)」欄に記入すること。住所欄には住所に加え、郵便番号を記入すること。

輸入者(受取人)氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

○△ □×

〒△□▲-×◇●△京都府○△□-×

○△病院 循環器科

INVOICE に記載されているとおりに品名欄に名称及び数量欄に数量とその単位(個、箱、錠等)を記入すること。書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入して、対応する別紙(表形式で差し支えない。)を作成し添付すること(注意: INVOICE を別紙としないこと。)

同所在地 〒○△□-×◇●△大阪府○△□-×

担当者名 電話()

近畿厚生局から照会できる担当者の名前とその連絡先を必ず記入すること。

未計司書の付添

※()製造販売業

※()製造業

毒劇物輸入 ()
チェックしないこと(記入しないこと)。

⑥医療従事者個人用を○で囲むこと。

品名	数量	製造業者名及び国名
○△錠 10mg 100錠/箱	2箱	○△CO. LTD / アメリカ
輸入の目的	<input type="checkbox"/> () (企業)用、 <input type="checkbox"/> () 臨床試験(医師)用、 <input type="checkbox"/> () 試験研究・社内見本用、 <input type="checkbox"/> () 展示用、 <input checked="" type="checkbox"/> () 個人用、 <input checked="" type="checkbox"/> () 医療従事者個人用、 <input type="checkbox"/> () 再輸入品・返送品用、 <input type="checkbox"/> () 自家消費用、 <input type="checkbox"/> () その他()	
誓約事項	<input checked="" type="checkbox"/> 上記輸入の目的のために使用するもので、他に販売、貸与又は授与するものではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> (個人用又は医療従事者個人用の場合)厚生労働省ホームページの「個人輸入において注意すべき医薬品等について」を輸入前に確認し、輸入後も随時確認します。 <input type="checkbox"/> (試験研究・社内見本用の場合)人又は人の診断の目的には使用しません。	

確認の上、該当する上から一番目と二番目の口にチェックを入れること。

輸入品の製造業者名及び国名を記入すること。書ききれない場合は、品名欄及び数量欄と同様に「別紙のとおり」と記入して、対応する別紙(表形式で差し支えありません。)を添付すること。

輸入年月日 AWB、B/L等の番号 到着空港、到着港又は蔵置場所

平成○年△月□日

○△□×◇

関西国際空港

⑥医療従事者個人用の場合、原則、記入しないこと。

(再輸入品・返送品用の場合)再輸入品・返送に至った理由及び今後の措置について記入すること。

AWB 又は B/L の番号を記入すること。国際郵便の場合は、税関から送られてきたはがきの通知番号を記入すること。

到着空港、到着港又は蔵置場所を記載すること(記号記載をしないこと。)。国際郵便の場合は、税関から送られてきたはがきに従い、該当する税関の名称(例: ○○税関○○外郵出張所)を記載すること。

厚生労働省 特記
日本への到着日を記入すること。国際郵便の場合は、税関から送られてきたはがきの通知年月日を記入すること。

厚生労働省近畿厚生局
薬事監視専門官
毒物劇物監視員

㊞

(注) 1. ※() 欄には、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品、毒物、劇物の別を記入すること。
2. この様式の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

- ・この書類のみ2部作成すること。
- ・間違って記入した場合は二重線(=)を引き、修正すること。(修正液は絶対、使用しないこと。)
- ・別紙を作成する場合も、日本工業規格 A4 とすること。